



高額な診療を受ける皆さんへ 『限度額適用認定証』等を申請しましょう

医療機関に入院する時や高額な外来診療を受けた時に『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下「認定証」）を保険証と一緒に提示すると、1か月の医療費（保険対象）の支払いが高額医療の自己負担限度額までの支払いで済む制度があります。

窓口での支払金額が少なくなりますのでこの制度のご利用をお勧めします。事前に市役所高齢者・保険課に認定証の交付を申請してください。なお、自己負担限度額は所得区分により異なります。

(注) 国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

高額な診療受診者	事前の手續	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方 	市役所で「認定証」の申請をしてください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	申請の必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください

※「認定証」を医療機関の窓口に表示しない場合は、自己負担額を一旦支払い、後日高額療養費の支給申請手続きになります。

認定証の有効期限は毎年7月31日です。引き続き必要な場合は再度申請をする必要があります。

市民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額について

市民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が91日以上になった場合は申請をすることで食事代が更に減額されます。

該当される場合は早めにご申請ください。

平成29年8月から高額療養費の限度額が変わります。 70歳以上の皆さまへ

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院【世帯単位】
現役並み 所得者	3割	平成29年7月まで 44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (44,400円)※1
		平成29年8月から 57,600円	
一般	2割 (昭和19年4月1日以前生まれの人は1割)	平成29年7月まで 12,000円	平成29年7月まで 44,400円
		平成29年8月から 14,000円 ※2	平成29年8月から 57,600円(44,400円)※1
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に外来+入院【世帯単位】の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。
●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

福祉医療受給者の方へ 後期高齢者医療制度に加入している方は、給付金の振込月を変更します。

現在、診療月の2か月後の月末(金融機関営業日)に振込みをしていますが、平成29年8月診療分から診療月の3か月後の月末(金融機関営業日)に変更します。ご理解のほどよろしくお願ひします。なお、ご不明な点・詳細につきましては高齢者・保険課(内線322)までお問い合わせください。

年金受給に必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。



黄色の封筒

が届いた方は年金を受け取れます。

今すぐ予約のお電話を！

☎0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

★老齢基礎年金を満額に近づけたい！

老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることはできません。

納め忘れなどで保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの5年間任意加入して保険料を納めることにより、満額または満額に近づけることができます。

加入日は遡ることはできませんので申出された日からの加入になります。

なお、平成20年4月1日から保険料の納付方法は口座振替が原則となっています。

★付加年金制度加入で増額！

第1号被保険者（および任意加入被保険者）で国民年金基金に加入していない方は、定額保険料に加えて付加保険料を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料額は1か月400円で、年金額は200円×付加保険料納付月数となり大変お得です。定額保険料同様に、前納すると割引になります。

付加保険料を翌月末までに納付されなかった場合、当該月から付加保険料を納めることができなくなりますのでご注意ください。再度納付希望される場合は、改めて申込みが必要となります。

★海外に行くことになったら！

海外に転出する場合は、国民年金に加入する義務はなくなりますが、希望により任意加入することができます。任意加入されると保険料免除制度・納付猶予・学生特例納付制度の申請はできません。

国民年金保険料の納付書をお持ちの方へ

国民年金保険料は、銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。コンビニエンスストアでは休日や夜中でも納付ができますので大変便利です。

納付書に記載されている、納付期限(翌月末)までに保険料納付をお願いします。なお、使用期限と記載されている場合は、使用期限を過ぎるとその納付書は使用できません。

